

今後の検討の方向性について

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

(1) パブリックコメントの結果の概要

短期居住権に関する規律のうち、遺産分割が行われる場合の規律については、一部反対意見（判例で認められているので、あえて立法する必要はないとするもの等）があったものの、現在の判例、実務を反映したものであり、配偶者の居住の安定に資するなどとして賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、短期居住権の消滅請求については、中間試案において、配偶者以外の相続人の単独請求を認めていることに賛成する意見があった一方で、配偶者以外の相続人の持分の過半数によることとすべきであるとの意見が複数寄せられた。なお、短期居住権の創設に賛成しつつ、取得主体を配偶者に限定せず、それ以外の相続人等にも認めるべきであるとする意見もあった。

次に、配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則についても、一部反対意見（制度に対する需要は少ないとするもの等）があったものの、これに賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、この場合の短期居住権の存続期間（中間試案では「例えば6か月間」としている。）については、民法第395条に規定する明渡猶予期間と同様、6か月間とするのが相当であるとの意見があった一方で、残された配偶者が高齢の場合には速やかな転居が難しいことを踏まえ、相続税の申告期限が10か月間とされていること等も考慮して、1年間とすべきであるとの意見もあり、意見が分かれた。

(2) 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、今後は中間試案の考え方を基本として、パブリックコメントで指摘された問題点を中心に検討を進めていくことによいか。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

(1) パブリックコメントの結果の概要

長期居住権の創設については、配偶者の居住権保護の観点からこれに賛成する意見が相当数寄せられた一方で、それほどのニーズが見込めない、財産評価が困難である、長期居住権の有無や価額、買取請求権等に関して新たな紛争が生ずるおそれがある、不動産流通の阻害への懸念があるなどとして、これに反対する意見も相当数寄せられ、賛否が拮抗している状況にある。また、長期居

住権の内容が未だ明確にされていないと指摘する意見もあった。なお、長期居住権の第三者対抗要件を登記のみとすることについては、これに賛成する意見が多数を占めた。

(2) パブリックコメントで指摘された問題点等

ア 長期居住権の成立要件について

遺言（遺贈又は遺産分割方法の指定）による長期居住権の設定の場合には、配偶者は、遺言者の意思により、換価性がなく、評価困難な権利を取得することになるが、とりわけ、遺産分割方法の指定がされた場合には、配偶者は、長期居住権の取得を放棄することができず、長期居住権の取得を強いられることになりかねないとの意見や、配偶者が長期居住権の取得を希望するが、他の相続人がこれに反対する場合には、審判によって配偶者に長期居住権を取得させるよりも、配偶者に共有持分を取得させる方が適切であるから、このような場合に審判による長期居住権の設定を認めるのはとりわけ問題が多いとの意見が寄せられた。

イ 長期居住権の財産評価方法について

中間試案では、長期居住権の財産評価方法等については「なお検討する」として具体的内容を示していなかったところ、パブリックコメントにおいては、この点が不明確であることを反対の理由に挙げる意見が相当数あった。他方、第11回部会で検討された案（部会資料11・5頁参照）と同様に、建物賃借権自体の評価額を0円とした上で、「賃料相当額×存続期間」をベースに算定することを提案する意見も寄せられた。これに加えて、長期居住権が必要費等の負担を伴う権利であることや、設定した存続期間を全うすることができない場合があることを考慮し、「賃料相当額×存続期間×0.8」とすることを提案する意見も寄せられた。

そこで、本部会資料では、後記(4)において、長期居住権の財産評価方法について具体的な検討を加えた。

ウ 長期居住権の買取請求権について

長期居住権の買取請求権を認めるか否かについては、予期に反して短期間で長期居住権が不要となった配偶者を保護し、無用な長期居住権を消滅させて所有者による建物の活用を促す観点から、買取請求権を認めるべきであるなどとして、これに賛成する意見があった一方で、買取価格や支払方法の判断基準が明確でなく、争いとなった場合に裁判所における審理が複雑困難化するおそれがある、当初の見込みより短期間で長期居住権が不要となる場合だけでなく、逆に当初の見込みより長期にわたって長期居住権が継続する場合もあり得るから、買取請求権を認めなくとも不合理ではないなどとして反対する意見もあり、賛否が分かれた。なお、長期居住権の第三者への譲渡、

転貸を認めない代わりに買取請求権を認めるべきであるとの意見も寄せられた。

(3) 今後の方向性について

パブリックコメントでは、長期居住権の創設について賛否が分かれており、制度の根本的な問題点を指摘して創設自体に反対する意見も相当数あることを踏まえ、長期居住権創設のメリットをできるだけ減殺しないように配慮しつつも、反対意見において指摘された問題点を軽減する方向で検討を進めた上で、その検討結果を踏まえ、最終的に長期居住権の創設の是非について判断することとするのが相当であるように思われるが、どうか。

(4) 長期居住権の財産評価方法について

ア 基本的な財産評価方法

長期居住権が事後的な事情変更によって不要となるリスクをどのように考慮すべきか更なる検討が必要になるが、この点を除けば、長期居住権の財産評価については、以下の計算式によるものとするのが考えられる。

(計算式)

長期居住権の評価額＝建物の賃料相当額×存続期間－中間利息額（注1）

前記計算式は、長期居住権の法的性質を賃借権類似の法定の債権と位置付けていることを踏まえ、長期居住権の財産的価値をその存続期間中の賃料総額として評価するものである。長期居住権は配偶者の居住利益を保護するために創設する権利であるところ、賃料相当額を算定の基礎に据えることは、その趣旨にも沿うものといえる。

前記計算式では、長期居住権という権利自体の価値を評価しない（0円とする）こととしているが、この点は、算定方法の簡素化の観点に加えて、相続税の課税実務上、借家権が権利金等の名称で取引される慣行のある地域を除き、借家権については相続税を課さない取扱いがされていること（財産評価基本通達94ただし書）を参考にしたものである。

また、長期居住権の存続期間を終身とする場合には、配偶者の年齢を基準として算出される平均余命の年数（注2）を用いることを想定している。

このような算定方法であれば、基本的には当該建物の適正賃料額から長期居住権の評価額を算定することができるため比較的簡明であり、また、長期居住権の価格について一定程度予測可能性を担保することができるものと考えられる。

実務的にも、前記計算式を用いる場合には、適正賃料額に関する既存の算定基準を参考にすることができるため、新たに独自の算定基準を設けるよりも混乱を生じにくいと考えられる。もっとも、長期居住権は対抗要件、費用負担及び消滅原因等の点で賃借権と異なる点があることから、適正賃料額の

算定に当たっては、これらの差異を考慮すべきことになるものと考えられる。
(注1) 中間利息の控除方法としては、損害賠償額の算定に広く用いられているライブニ
ッツ係数を用いることが考えられる(相続税法第24条第1項第1号ハ、同法施行
規則第12条の2参照)。

※ 相続税法施行規則(昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第十七号)
(複利年金現価率)

第12条の2 法第二十四条第一項第一号ハに規定する複利年金現価率は、一か
ら特定割合(同項の定期金給付契約に係る予定利率に一を加えた数を給付期間
の年数で累乗して得た数をもつて一を除して得た割合をいう。)を控除した残数
を当該予定利率で除して得た割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があ
るときは、これを四捨五入する。)とする。

(注2) 例えば、65歳時点での平均余命は男性19.29年、女性24.18年である(平成26
年簡易生命表)。なお、平均寿命は男性80.50年、女性86.83年(男女差6.33年)
である(同)。

イ 協議による設定の場合

相続人間の遺産分割協議において長期居住権を設定する場合には、必ずし
も法定相続分を前提とした分割をする必要はなく、また、相続人間で法定相
続分を前提として分割することとされた場合でも、長期居住権の評価をどの
ように行うかは相続人間の協議で定めれば足りることになるが、後者の場合
には、前記アの評価方法が参考になるものと考えられる。

ウ 遺言による設定の場合

被相続人は、遺留分を侵害しない限り、自由にその財産を処分することが
できることから、被相続人が配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺言をす
る場合には、原則として、長期居住権の価格を評価する必要はないと考えら
れる。

もっとも、他に遺産分割の対象となる財産がある場合や相続開始後に配偶
者以外の相続人から遺留分減殺請求がされた場合には、長期居住権の価格評
価が必要になるところ、その場合には、前記アの計算式により長期居住権の
価格を算定することになると考えられる(注)。

(注) 被相続人と配偶者の間の死因贈与契約による場合においても、同様であると考えら
れる。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

(1) パブリックコメントの結果の概要

ア 配偶者の相続分を見直すことについて

配偶者の相続分を見直すことについては、配偶者の相続分を現行制度以上に引き上げなければならないとする立法事実が明らかでない、被相続人の財産形成に貢献し得るのは配偶者だけではなく、それ以外の相続人や、さらには内縁関係にある者にも貢献が認められることがあり得るのであって、配偶者の相続分のみを一律に増加させることは相当でない、夫婦の関係や配偶者の貢献の程度は様々であって、そのような差異を過不足なく反映する制度を設計することは困難であり、配偶者の貢献を相続において考慮するためには、一律に配偶者の相続分を引き上げるのではなく、遺言や寄与分制度など、他の方法による方が妥当であるなどとして、配偶者の相続分の引上げという見直しの方向性自体に反対する意見が多数を占めた。

他方、婚姻期間が長期間に及んでいる場合には、生存配偶者が高齢になっていることが多く、他の相続人と比較して生活保障の必要性が高いなどとして、相続分を引き上げることに賛成する意見も複数寄せられた。

イ 【甲案】について

【甲案】については、夫婦が別居している場合や、実際には他の相続人が被相続人の財産の形成に貢献した場合のように、配偶者の具体的な貢献が認められない場合でも、被相続人の純資産額が増加していれば配偶者の具体的な相続分が増加する一方で、内縁が先行している場合でも内縁期間中の貢献は考慮されないなど、配偶者の貢献を実質的に評価し、相続人間の公平を図る制度となっていない、婚姻後増加額の計算方法が複雑であり、一般国民にとって理解が困難である、婚姻後増加額の算定の過程で被相続人の婚姻時の純資産額を認定する必要があるが、婚姻後長期間が経過した事案ではその認定は極めて困難であり、特に配偶者以外の相続人がこれを適切に主張・立証することは事実上不可能である、婚姻後増加額の算定を巡って、相続に関する紛争が極めて複雑化・長期化するおそれがあり、当事者の利益を害するおそれがあるなど、とりわけ実務上の問題点を指摘して強く反対する意見が多数寄せられ、全体としても反対する意見が大勢を占めた。

他方、一定の計算式に基づいて婚姻後増加額を算定する【甲案】の方が、【乙案】よりも事案ごとに具体的妥当性のある結論を導き出すことが可能である、法定相続分に変更を加えず、相続債務の承継割合に影響を与えない点において【乙案】よりも妥当であるなどとして、賛成する意見もあったが、少数にとどまった。

ウ 【乙-1案】について

【乙-1案】についても、届出の有効性について、届出(又は届出の撤回)当時の被相続人又は配偶者の意思能力の有無が問題とされ、相続に関する紛争が複雑化、長期化するおそれがある、被相続人の意思によることとするた

め、例えば夫婦関係の破綻前に財産形成に貢献した配偶者であっても保護されない事態が生じ得ることになる、当事者の意思によるのであれば、遺言や相続分の指定等の現行の制度によれば十分であり、新たな制度を設ける必要性はない、配偶者以外の相続人の遺留分を減少させることに遺言とは異なる意義が存在するといえるが、当事者の意思によって遺留分を減少させることについては、推定相続人の排除及び遺留分の放棄を家庭裁判所の許可に係らしめている趣旨に抵触するおそれがあり、当事者の意思により法定相続分を変更することの合理性に疑問がある、各相続人の債務の承継割合も変化するため、相続債権者に予期せぬ不利益を与えるおそれがあり、このようなリスクは届出の撤回を認める場合には更に増大する、届出の有無を公示する制度を設け、取引の相手方がこれを確認することができるようにする必要があるが、適切な制度を創設することができるか疑問である上、当事者の負担となるなどとして、反対する意見が多数を占めた。

他方、【乙-1】案は、【甲案】よりも簡明である上、【乙-2案】との比較では当事者の意思を根拠とする点で配偶者の貢献を適切に評価し得るなどとして、これに賛成する意見も複数寄せられた。

エ 【乙-2案】について

【乙-2案】についても、一定期間の経過のみを要件としているため、夫婦関係が破綻しており、配偶者の貢献が認められない場合であっても、配偶者の法定相続分及び遺留分が増加することとなり、相続人間の公平を害する、このような結論を回避するために、適用除外事由を設けることが考えられるが、適用除外事由を適切に定めることができるか疑問がある上、適用除外事由を設けることにより、【乙-2案】の利点である簡明性が減殺され、紛争の複雑化・長期化を招くなどとして、反対する意見が多数を占めた。

他方、一定期間の経過のみを要件としている点で国民にとって理解しやすい、現行法よりは配偶者の貢献を考慮することができるなどとして賛成する意見もあった（中間試案において提案した3つの方策の中では、最も賛成する意見が多かった。）。

オ その他の意見

配偶者の相続分の見直しに関しては、一定期間が経過した場合に配偶者の法定相続分を増加させるのであれば、婚姻期間が短期間である配偶者の法定相続分は現行法よりも引き下げるべきであるという意見が複数寄せられた。

また、配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとする考え方（第2の1(2)(注3))に対しては、これに賛成する意見も複数寄せられたが、このような場合であっても兄弟姉妹の法定相続分を一律に否定する必要性はなく、遺言によって全財産を配偶者に相続

させることが可能である、仮にこのような場合に兄弟姉妹に法定相続分を認めないと、それぞれ兄弟姉妹がいる夫婦が順次死亡した場合に、夫婦のうち後に死亡した者の兄弟姉妹が夫婦の全遺産を相続するという不当な結果となるなどとして、これに反対する意見が複数寄せられた。

(2) 今後の方向性について

ア 以上のとおり、パブリックコメントにおいては、配偶者の相続分の見直しに反対する意見が多数を占めている上、配偶者の相続分を現行法以上に引き上げる必要がなく、見直しを検討する立法事実に欠ける、相続に関する紛争が複雑化、長期化するおそれがあり、かえって当事者の利益を害するおそれがあるなど、中間試案の考え方の基本的な部分や制度設計について根本的な疑問を呈する意見が多数寄せられたところであり、中間試案の方向性自体についても国民的なコンセンサスが得られているとは言い難い状況にある。

また、配偶者の相続分の引き上げに賛成する意見の中でも、中間試案において提案した各方策のいずれが妥当であるかについては意見が分かれている状況にある。

イ 配偶者の相続分の見直しは国民生活に与える影響が極めて大きいことに鑑みると、この点について法改正を行うためには、国民的なコンセンサスを得ることが必要不可欠であると考えられるが、今回のパブリックコメントの結果を踏まえると、この点について今後さらに検討を進めたとしても、国民的なコンセンサスを得ることは困難な状況にあるものと考えられる。この点についてどのように考えるか。

2 可分債権の遺産分割における取扱い

(1) パブリックコメントの結果の概要

ア 可分債権を遺産分割の対象とすることについては、これに賛成する意見が大勢を占めており、積極的に反対する意見は見当たらなかった。

イ 遺産分割の対象となる可分債権に預貯金債権以外の債権を含めることについては、これを否定すると、遺産分割前に相続人の一部の者が自己の具体的相続分を超える預貯金を引き出した場合や、交通事故による多額の損害賠償請求権が存在する場合に、特別受益及び寄与分を考慮して相続人間の公平を図ることができなくなるなどとして、賛成する意見も複数寄せられたが、預貯金債権以外の債権（貸金債権、不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権など）を遺産分割の対象に含めると、紛争が複雑化・長期化するおそれがあるなどとして、これに反対する意見の方が多かった。

また、契約に基づく債権は遺産分割の対象に含めるべきであるという意見や、預貯金債権以外の債権を遺産分割の対象に含めることを否定するものではないが、対象となる可分債権の範囲は、必ずしも専門的な知識を持たない

一般の債務者にとっても明確なものである必要があるなどといった意見もあった。

ウ 遺産分割終了までの間の可分債権の行使を原則として認めるか否かについては、これを認める【甲案】とこれを認めない【乙案】とで賛否が拮抗している。

【甲案】に賛成する意見は、相続人の資金需要に柔軟に対応することができること、当該相続人の具体的相続分を超える権利行使がされた場合には、遺産分割の際に調整すれば足りること、現在の実務運用と整合性があること、【乙案】において検討されている仮払等の制度は、適切に設計することができるか疑問がある上、債務者や相続人等にとって煩雑なものとならざるを得ないこと等を理由とするものである。

他方、【乙案】に賛成する意見は、遺産分割前に可分債権の行使が原則禁止される結果、遺産分割における処理が簡明なものとなり、債務者の負担も軽減されること、【甲案】では、遺産分割前に可分債権を行使した相続人の無資力の危険を他の相続人が負担することとなって相当でないこと、【甲案】を採用した場合には、遺産分割前の不当な権利行使を制限するために仮処分の制度を設ける必要があるが、保全処分において具体的相続分を疎明するのは当事者にとって負担が重いこと、遺産分割前に可分債権が行使されると、可分債権の遺産分割における調整機能が事実上失われること等を理由とするものである。

なお、【乙案】を採用することとした場合には、相続人の資金需要に応えるために、例外的に相続人の権利行使を認めるための制度を設ける必要があるとの意見が多数を占めたが、具体的な制度設計については、請求を受ける債務者にとって明確な規律であることが望ましいとの観点から一定の金額を上限とすべきであるという意見や、資金需要の目的によるべきであるという意見、要件を緩和して広く権利行使を認めるべきであるという意見など、様々な意見が寄せられた。また、預貯金管理者の制度については、遺産分割前の払戻しには裁判所の関与がある方が望ましいとしてこれに賛成する意見が複数あった一方で、預貯金管理者本人、当事者等にとって負担が大きいなどとして、これに反対する意見も複数寄せられた。

エ なお、可分債権を遺産分割の対象に含めること自体には賛成するが、現在、被相続人の預金債権が相続の開始により当然に分割されるかどうか争点となっている訴訟が最高裁大法廷に係属していることから、具体的な制度の枠組みは、最高裁の判断を踏まえた上で検討されるべきであるという意見が複数寄せられた。

(2) 今後の方向性について

ア パブリックコメントの結果によれば、可分債権のうち少なくとも預貯金債権を遺産分割の対象に含める方向での見直しを行うことについては大方の理解が得られているものと考えられ、今後もその方向で検討を進めることが相当であると考えられる。

イ 他方、遺産分割の対象となる可分債権に預貯金債権以外のものを含めるか否かについては意見が分かれており、これを肯定した場合には、遺産分割に関する紛争が複雑化・長期化するおそれがあることを指摘する意見が多かったが、他方で、遺産分割の対象に含まれる可分債権の範囲を一定の範囲のものに限定するとしても、その対象を預貯金債権だけに限るのは相当でないとする意見も相当数寄せられたこと等を踏まえると、遺産分割の対象に含める可分債権の範囲については引き続き慎重に検討を進める必要があるものと考えられる。

ウ また、遺産分割終了までの間の可分債権の行使を認めるか否かについては、前記のとおり、【甲案】に賛成する意見と【乙案】に賛成する意見が拮抗しており、それぞれについて問題点の指摘がされていること等を踏まえると、現時点において、その方向性を決めるのは困難であると考えられる。

エ 以上によれば、今後は、パブリックコメントで指摘された問題点を中心に、更に検討を進めることが相当であると考えられる。もっとも、現在、預金債権が相続の開始により当然に分割されるかが争点となっている訴訟が最高裁大法廷に係属しているところ、中間試案の考え方は、預金債権等の可分債権は相続の開始によって当然に分割されるという判例を前提とするものであるため、前記訴訟における最高裁の判断は、本部会における議論の前提に影響を与える可能性がある。また、パブリックコメントの結果においても、最高裁判決の内容を踏まえた検討をすべきであるとの意見が寄せられたところである。

このため、この論点については、前記訴訟における最高裁の判決を待ち、その判断内容を踏まえた上で検討を進めるのが相当であるように思われるが、どうか。

3 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

(1) パブリックコメントの結果の概要

ア 一部分割の要件の明確化については、現行の実務において行われていることを明文化するものであり、争いのない部分を優先的に解決することで紛争の早期解決につながるなどとして、これに賛成する意見が多数を占め、明確に反対する意見は少数であった。

もっとも、遺産分割は、原則として全ての遺産について一括して行われるべきであり、一部分割の要件を民法上明記すると、預貯金など資産価値のあ

る遺産のみについて遺産分割がされ、他の遺産は放置されるなど、一部分割が濫用され、現在社会問題化している空き家問題や所有者不明土地問題などにも悪影響を及ぼすおそれがある、一部分割の審判が最終的な遺産分割の審判としてされるとすれば（中間試案補足説明35頁以下参照）、抗告審で一部分割が不当とされて差し戻された場合には、一審の審理を最初からやり直さなければならなくなり、手続が長期化し、当事者の負担が増大するおそれがある、一部分割をしても、残部分割の際に、特別受益や寄与分による調整を考慮できる例外的場合に当たるか否かをめぐって一部分割時の紛争が蒸し返されるおそれがあるなど、実務上の問題点を指摘する意見も複数寄せられた。

なお、一部分割を認める場合の具体的要件については、安易な一部分割を認めると、問題の先送りとなるおそれがあることから、その要件は明確に規定するべきであるという意見があった一方で、中間試案にある「その余の財産の分割が著しく遅延するおそれ」という要件は厳格に過ぎ、より広く一部分割を認めるべきであるという意見もあった。

イ 残部分割における特別受益及び寄与分の取扱いに関する規律（中間試案本文(1)②から⑤まで）については、一部分割の段階では遺産全体の範囲や評価が未確定であるため、特別受益や寄与分による調整を十分に行うことは困難であり、実務上も、一部分割は当面必要な部分に限って行われ、特別受益や寄与分の調整は残部分割において行われている例が相当数ある、相続人間の遺産分割協議による場合には、当事者に将来の残部分割における特別受益と寄与分に配慮して遺産分割協議をすることを期待することは事実上困難であり、残部分割において特別受益や寄与分の主張が制限されるとすれば、当事者の通常の意味に反する結果になるなどとして、これに反対する意見が多数を占めた。

他方、各相続人の具体的相続分の確保のためには、特別受益及び寄与分の調整が一部分割の段階で終了し、残部については法定相続分に従って分割されることが妥当であるとして、残部分割における調整を例外的なものとする中間試案の考え方に賛成する意見もあった。

ウ 遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則（中間試案本文(2)）については、紛争の早期解決に資するとして、これに賛成する意見が多数を占めた。

他方、その有無及び額について争いのある可分債権を法定相続分により取得させる旨の審判がされたとしても、争いのある点について民事訴訟による解決が必要となるのであるから、このような特則を設けるメリットは少ないなどとして、反対する意見も複数寄せられた。

なお、この特則については、第2の2（可分債権の遺産分割における取扱い）と関連するものであり、遺産分割の対象に含まれる可分債権の範囲を預貯金債権に限定することとした場合には、事実上、この特則を活用すべき場面は少なくなるのではないかとの意見も寄せられた。

(2) 今後の方向性について

ア 前記のとおり、一部分割の要件及び残部の遺産分割における規律を明確化することについて、積極的に反対する意見は少なかった。そのため、今後も中間試案の考え方を基本としつつ、パブリックコメントで指摘された問題点等を中心にして検討を進めるのが相当であると考えられる。特に、一部分割がされた場合における特別受益や寄与分の取扱いについては、各種の問題点の指摘がされており、これらの規律の在り方については、今後も慎重に検討する必要があるものと考えられる。

イ なお、この論点は、可分債権を遺産分割の対象に含めることとした場合に、遺産分割をめぐる紛争の長期化・複雑化を回避するための一方策として検討されてきたものであり、可分債権の遺産分割における取扱いと密接な関連性を有している。そのため、この論点についても、可分債権の取扱いに関する最高裁の判決を待ち、その判断内容を踏まえた上で検討を進めるのが相当であるように思われるが、どうか。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

(1) パブリックコメントの結果の概要

自筆証書遺言の方式緩和に関する方策のうち、全文自書の緩和（自筆証書遺言のうち、遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項については自書でなくてもよいものとする）については、偽造及び変造のリスクを懸念して反対する意見も相当数あったものの、財産目録の自書は相当に煩雑であり、これを緩和することにより遺言者の負担を軽減することができ、遺言の作成促進にもつながるなどとして、賛成する意見が多数を占めた。なお、財産の特定に関する事項を自書以外の方法で記載した全ての頁に同一の印の押捺を要求すること（「注3」）の可否については、偽造等を防止するために必要であるとの意見と、形式不備による無効の危険が増すことを考慮し、これを不要とする意見とに分かれた。

次に、加除訂正の方式緩和（変更箇所への押印を不要とし、署名のみでよいものとする）については、押印を不要とし、署名のみとすることで偽造・変造のリスクを回避することができるとして賛成する意見が出された一方で、押印を不要とすると、偽造・変造のリスクが高まる、自筆証書遺言の作成に当

たっては加除訂正の場合も含めて署名及び押印の双方を要求するものとした方が分かりやすいなどとして反対する意見もあり、賛否が分かれた。

(2) 今後の方向性について

以上のとおり、自筆証書遺言の方式緩和に関する方策のうち、全文自書の緩和については、賛成の意見が多数を占めたところであり、今後も中間試案の考え方を基本として検討を進めるのが相当であると思われる。これに対し、加除訂正の方式緩和については、偽造又は変造のリスクが高まるとして反対する意見が相当数寄せられたところ、全文自書の緩和と併せてこれを行うとそのリスクがより高まるおそれがあるため、この段階で断念することも考えられるように思われる。

これらの点についてどのように考えるか。

2 遺言事項及び遺言の効力に関する見直し

(1) 権利の承継に関する規律

ア パブリックコメントの結果の概要

(7) 遺言による権利変動にも対抗要件主義を採用することについて

従来判例の考え方を貫くと、遺言の内容を知り得ない第三者が不測の損害を被るおそれがある、遺言による権利変動と遺産分割による権利変動とを区別する理論的根拠に欠けるなどとして、中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。

他方で、中間試案の考え方は、相続開始の事実を知った相続人の債権者がいち早く法定相続分について差押えをするなどして、遺言の実現が妨げられるなどとして、これに反対する意見も少数ながら寄せられた。

(4) 債権を取得した場合の対抗要件の規律について

全体としては中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めたものの、可分債権に関する規律に関する最高裁の判断を見た上で再度検討すべきであるなどとして、慎重な対応を求める意見も一部寄せられた。

また、中間試案の考え方に賛成する意見においても、相続人全員による通知に関する部分（中間試案「2・(1)・②・ア」）については、遺言の内容に反対する相続人の協力を得ることは難しく、現行の制度と比べ、権利取得した相続人の負担が過大になるなどとして、より簡易な通知方法を検討すべきであるとの意見が複数寄せられた。他方で、債務者保護の観点から相続人による単独の通知には否定的な意見も複数寄せられた。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、中間試案の考え方を基本にしつつ、パブリックコメントで指摘された問題点を中心に引き続き検討を行うことが相当であると考えられるが、どうか。

(2) 義務の承継に関する規律について

ア パブリックコメントの結果の概要

中間試案の考え方は、判例の考え方に沿うものであり、債務の承継に関する規律の明確化に資するなどとして、これに賛成する意見が大勢を占め、これに反対する意見はわずかであった。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、中間試案の考え方を要綱案に盛り込む方向で検討を進めることでよいか。

(3) 遺贈の担保責任について

ア パブリックコメントの結果の概要

中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占め、これに反対する意見はわずかであった。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、中間試案の考え方を要綱案に盛り込む方向で検討を進めることでよいか。

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

(1) パブリックコメントの結果の概要

自筆証書遺言の保管制度の創設については、遺言書の紛失や隠匿の防止につながり、遺言書の有無を検索することができることとすることにより相続人の利便性も向上するなどとして賛成する意見が多数を占めたが、他方で、システム構築のため多額のコストがかかるほか、紛争防止効果にも限界があり、制度の必要性に疑問があるなどとして反対する意見も相当数あった。他方、賛否の意見を留保した上で、保管機関の選定や運用面の様々な論点についての更なる検討を求める意見もあった。

(2) パブリックコメントで指摘された問題点等

まず、保管業務を行う公的機関については、全国に相当数存在し、利便性がある一方で、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できるなどとして、法務局が相当であるとの意見が最も多く、これに次いで、公正証書遺言の保管実績のある公証役場を挙げる意見が多かった。このほか、利便性が最も高いことを理由に市区町村役場が望ましいとする意見も寄せられたが、これに対しては、プライバシー確保や秘密保持の観点から問題があるとの反対意見もあった。

また、公的機関が保管することにより利用者が遺言書の有効性について誤解するおそれがあることを指摘する意見が相当数あり、その対応策として、公的機関で保管手続を行う際に遺言書の形式的要件(日付、押印等)をチェックし、無効であることが明らかなものについては保管を拒絶すべきであるとの意見

が寄せられた。

(3) 今後の方向性について

前記のとおり、自筆証書遺言の保管制度の創設については賛成意見が多数を占めたが、制度の具体的内容等について更なる検討を求める意見も相当数寄せられた。また、反対意見の中には、中間試案において制度の具体的内容が十分に提示されていないことを理由とするものも見られたところである。

そこで、今後の方針としては、自筆証書遺言の保管機関を具体的に選定するとともに、パブリックコメントで指摘された運用上の問題点を中心に、制度の具体化に向けて引き続き検討した上で、その検討結果を踏まえ、最終的に保管制度の創設の是非について判断することとするのが相当であるように思われる。

この点について、どのように考えるか。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(1) 遺言執行者の一般的な権限について

ア パブリックコメントの結果の概要

中間試案の考え方は、遺言執行者の法的地位を明確化するもので、遺言執行者と相続人との利益が対立する場面等において遺言執行者がすべきことが明確になるなどとして、これに賛成する意見が大勢を占め、遺言執行者の一般的な権限を明確化すること自体に反対する意見は見当たらなかった。

中間試案の考え方に賛成する意見においても、遺言執行者が権限逸脱行為をした場合の規律を含め、遺言執行者の法的地位をより明確にすべきであるとの意見や、遺言執行者には遺産の内容を調査する権限があることを明文化すべきであるとの意見のほか、通知義務の範囲についても、相続人だけでなく受遺者もこれに含めるべきであるとの意見や、遺言執行者が相続人を調査してもその所在が容易に判明しないような場合には、当該相続人に対し通知義務を負わないことを明確化すべきであるとの意見等が寄せられた。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、中間試案の考え方を基本としつつ、パブリックコメントで指摘された問題点を中心に引き続き検討を行うことでよいか。

(2) 民法第1013条の見直しについて

ア パブリックコメントの結果の概要

民法第1013条を見直すことについては、遺言の実現が妨げられるとしてこれに反対する意見もあったものの、これに賛成する意見が大勢を占めた。

見直しの方向性については、遺言執行者による遺言の適正かつ迅速な執行の実現と遺言の内容を知らずに取引関係に入った第三者保護との調和の観

点から【乙案】に賛成する意見が多数を占め、取引の安全の見地や基準の明確性の見地から【甲案】に賛成するとの意見は少数にとどまった。

【乙案】に賛成する意見においても、第三者の主観的要件として善意のみならず無過失まで要求すべきとの意見が複数寄せられたが、無過失を要求すると、第三者が遺言の有無等について調査義務を負うことになって相当でないなどとして、無過失までは不要であるとする意見が多数を占めた。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、今後は、【乙案】を基本として検討を進めることでよいか。

(3) 個別の類型における権限の内容

ア 特定遺贈がされた場合

(7) パブリックコメントの結果の概要

中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めたが、より具体的に権限を明確化すべきであるとの意見も複数寄せられた。

(イ) 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、中間試案の考え方を要綱案に盛り込む方向で検討を進めることでよいか。

イ 遺産分割方法の指定がされた場合

(7) パブリックコメントの結果の概要

基本的には中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。

このうち対抗要件具備行為に関する権限（「4・(3)・イ・①」）については、遺言執行者に不動産について単独で対抗要件を具備する権限を付与する必要性に乏しいなどとして、これに反対する意見も複数寄せられたが、対抗要件具備行為は、権利を完全に移転させるために必要な行為であって、遺言者の意思にも沿うものであるなどとして、これに賛成する意見が多数を占めた。

特定物の引渡権限（「4・(3)・イ・②」）についても、中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占め、これに反対する意見はわずかであった。

預貯金債権の行使権限（「4・(3)・イ・③」）については、これ自体に反対する意見はなかったが、遺言執行者に行使権限を認める権利の範囲については、預貯金債権に限って行使権限を認める考え方に賛成する意見と、それ以外の権利（例えば、投資信託等の金融商品）についても行使権限を付与すべきであるとの意見に分かれた。

(イ) 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、中間試案の考え方を基本としてパブリックコメントで指摘された問題点を中心に引き続き検討を進めるこ

とが相当であると考えられる。特に、遺言執行者に行使権限を認める権利の範囲については様々な意見が寄せられており、引き続き慎重な検討を要するものと考えられる。

これらの点についてどのように考えるか。

(4) 遺言執行者の復任権・選任・解任等

ア パブリックコメントの結果の概要

中間試案の考え方に基本的に賛成する意見が多数を占めたが、個々の規律の内容については、中間試案の考え方と異なる意見が複数寄せられた。

まず、復任権については、遺言者が別段の意思を表明した場合には、これに従うとの規律を加えるべきであるとする意見や、復任権を行使した場合に委託された第三者の権限の範囲を明確にする規律を設けるべきであるとの意見が寄せられた。

また、辞任については、家庭裁判所の許可を不要とすべき意見が寄せられたほか、遺言執行者が一部の任務を辞したり、遺言執行者に特定の権限のみを喪失させる事由が生じた場合などは、むしろ、全部辞任させたり、全部の行為の権限を喪失・解任させる方が合理的ではないかとの意見もあった。これに加えて、権限の一部喪失を認めると、遺言執行者の権限の範囲が不明確となり、取引の安全を害するおそれがあるなどとして、これに反対する意見も複数寄せられた。また、権限喪失については、「相当と認めるとき」との申立要件が広範に過ぎ、濫用的な利用のおそれがあるとの意見も寄せられた。

遺言執行者の選任や解任の申立権者については、従前の遺言執行者にも申立権を認めるべきとの意見が複数あったほか、現行法と同様、遺言の実現によって間接的に利益を受ける者についても認めるべきとの意見が複数寄せられた。

その他、相続人や受益者を遺言執行者の欠格事由とすべきとの意見も少数ながら寄せられた。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、中間試案の考え方を基本としつつ、パブリックコメントにおいて指摘された個々の問題点を中心に引き続き検討を進めるのが相当であると考えられるが、どうか。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

(1) パブリックコメントの結果の概要

ア 減殺請求権の行使によって生ずる権利を原則金銭債権とする点については、これに賛成する意見が多数を占めたが、金銭で支払えない場合には、結

局目的物が共有となる可能性があり、必ずしも現行法の問題点を解決することにはならない、あるいは中間試案の考え方を採用するとむしろより問題が大きくなるなどとして、反対する意見も複数寄せられた。

なお、個人から、遺留分制度を廃止すべきであるという意見が複数寄せられた。

イ 受遺者又は受贈者の意思表示により、遺贈又は贈与の目的物による弁済を認める制度の創設については、いずれの案も反対という意見も相当数あったが、【甲案】と【乙案】で比較すると、【甲案】に賛成する意見が多数を占めた。

(2) パブリックコメントで指摘された個別の問題点等

ア 【甲案】については、現物返還の内容、方法を裁判所の裁量に委ねるとなると、現物返還の内容、方法をめぐり審理が複雑化、長期化し、当事者の負担が増大したり、当事者間で不要な不動産の押し付け合いが起きて合意の形成が阻害されたりするおそれがあるという意見のほか、訴訟法上の問題点がある（訴訟物をどのように理解し、現物返還の意思表示を訴訟法上どう位置づけるのか、訴訟手続で一部非訟的な審理を行うことが適切か）との意見や、訴訟としていかなる手続が想定されているのか不明であるとの意見が複数寄せられた。

イ また、【甲案】の方向性を採用する場合に受遺者又は受贈者が遅滞責任を負う時期（中間試案「(1)・②後段」）については、現物返還の抗弁を出すことによって遅延損害金が発生しないというのは一般的な金銭債権の規律と整合性がとれないのではないかとの意見や、【甲案】を採用するとしても、遺留分権利者による占有を確保する方法について立法上の手当が必要であるとの意見等が寄せられた。

(3) 今後の方向性について

パブリックコメントの結果によれば、遺留分滅殺請求により当然に物権的効力が生ずるとされている点を見直す中間試案の方向性や問題意識自体については、一定の理解が得られたものと思われる。

そうすると、今後の検討の方向性としては、引き続き、滅殺請求権に物権的効力を付与している現行法の規律を見直し、これを原則として金銭債権化する方向で検討を行った上で、その検討結果を踏まえ、最終的に見直しの是非について判断することとするのが相当であるように思われるが、この点についてどのように考えるか。

なお、現物返還の内容をどのように定めるかという点については、【甲案】に賛成する意見が多数を占めたが、前記のとおり様々な問題が指摘されており、そのうち、訴訟法上の問題点がある、複雑で分かりにくい、訴訟としていかな

る手続が想定されているか不明であるといった批判については、【甲案】の制度設計の詳細が詰め切れていなかったこともその一因になっているものと思われる。

そこで、本部会資料においては、後記(4)のとおり、【甲案】を採用した場合の訴訟の流れについて、具体的事例に則して検討を加えることとした。

(4) 【甲案】を採用した場合の訴訟の流れについて

〔想定する事例〕

相続人がX、Yの2名（法定相続分は各2分の1）で、Yに対しては、3筆の土地（以下「A土地」、「B土地」及び「C土地」という。）の遺贈と現金1000万円の生前贈与があり、その他に遺産分割の対象財産はない。

- ① Xは、Yに対し、遺留分減殺請求をした上で、A土地の価額が1000万円、B土地の価額が1400万円、C土地の価額が600万円であるとして、1000万円の支払を求めた。
- ② これに対し、Yは、C土地の価額は認めるが、A土地及びB土地の価額は併せて800万円しかなく、Xの遺留分侵害額は600万円に過ぎないとした上で、600万円の支払に代えてC土地を返還する旨の意思表示をした。
- ③ 裁判所は、審理の結果、各土地の価額については、Xの主張どおりであると認定した上で、現物返還としてC土地を返還させ、その余については金銭での支払を命ずるのが相当であると判断した。

〔検討〕

前記事例において、裁判所が、審理の結果、③のような心証を有するに至った場合には、下記のとおり、㉞当初の金銭請求に対応する給付判決、㉟遺留分権利者に返還すべき財産の一部を金銭から遺贈等の目的物に変更し（遺留分権利者が有する権利の内容を変更するものといえる。）、その目的物の内容を定める形成判決、㊱形成判決が確定することを条件とした（将来請求に対応する）給付判決をすることが考えられ、この場合に想定される判決の内容としては、次のとおりになるものと考えられる。

- 「1 Yは、Xに対し、400万円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え【本訴請求に対応した給付判決】。（注1，2）
- 2(1) YがXに対して〔600万円の支払に代えて〕返還すべき財産を、C土地と定める【現物返還の意思表示に対応した形成判決】。
- (2) Yは、Xに対し、C土地の所有権移転登記手続をせよ【上記形成判決の確定を前提とした将来請求に対する給付判決】。
- 3 Xのその余の請求を棄却する。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。」

この場合に、当事者にどのような請求をどの段階で立てさせるのかが問題となる。

この点について、④の形成判決をするためには、これに対応する請求が必要となるから、受遺者又は受贈者が現物返還の意思表示をするとともに、受遺者又は受贈者が反訴を提起することが必要となるものと考えられるが、現物返還の意思表示をするとともに常に訴えの提起を要求するのは、訴訟経済上必ずしも相当でないように思われる（反訴がされた場合には、反訴状の送達が必要となるなど、一定程度手続が煩瑣になると考えられる。）。また、④の反訴がされた場合には、遺留分権利者としては、通常、さらにそれに対する反訴として⑤の給付判決を求めることになるものと考えられるから、前記のような考え方を前提にすると、形式的には、本訴、反訴、反訴に対する反訴と3つの訴訟が係属することになり、それが遺留分減殺請求訴訟のスタンダードにならざるを得ないと考えられる。

そこで、これらの点を考慮し、「裁判所は、受遺者又は受贈者が現物返還の意思表示をしたという事実を主張した場合には、金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、返還すべき遺贈又は贈与の目的財産の内容を定めることができる。」旨の規定を設けるか、「受遺者又は受贈者が現物返還の意思表示をしたという事実を主張した場合には、金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、返還すべき遺贈又は贈与の目的財産の内容を定めることを求める反訴を提起したものとみなす。」という規定を設けるなどして、受遺者又は受贈者に、別途請求を立てさせることなく、裁判所が形成判決をすることを可能とする措置を講ずることが考えられるように思われる（注3）。

他方、⑤の給付判決については、④の形成判決が確定することを条件とした将来請求（給付請求）に対応する判決ということになるが、形成判決に加えて給付判決まで求めるかどうかについては当事者の判断に委ねるべきであると思われ、給付判決まで求める場合には、これに対応する請求の追加（予備的請求）が必要となるものと思われる（注4）（注5）。

これらの点についてどのように考えるか。

(注1) 前記主文は、判決確定時まで遅延損害金が発生しないという規律（中間試案「第4・1・②後段」）を前提としたものであるが、パブリックコメントでは、前記のとおり、金銭債務が減殺請求により発生しているにもかかわらず、判決確定時まで遅延損害金が発生しないということを合理的に説明できるかという理論上の問題点について指摘がされたところであり、慎重な検討を要する。

(注2) 裁判所が前記のような判断をした場合に、現物返還により消滅することとなる600万円部分について、どのような処理をすべきかが問題となる。

この点について、600万円の金銭債務は、本判決の確定時に消滅するに過ぎず、事実審の口頭弁論終結時にはなお存在することに鑑みれば、事実審の口頭弁論終結時における権利状態を正確に表現しようとするれば、前記主文のほかに、「Yは、Xに対し、600万円を支払え。」、あるいは、より正確には「Yは、Xに対し、本判決が確定しなかったことを条件に、600万円支払え。」という主文が必要になるとも考えられる。

しかし、このような主文は、本判決が確定した場合には意味がない記載となるし、上訴審において判決内容が変更になった場合には上訴審の判決等の中で変更後の主文が示されるのであるから、このような主文が現実に機能する場面は考え難い。また、判決をする裁判官が自らの判決が確定せず、取消し又は変更になることを前提として主文を記載するのはいわば自己矛盾であって相当でないと考えられる。そもそも、既判力、執行力、形成力といった判決効は、いずれも判決の確定によって生ずるのであるから、裁判官としては、自らの判決が確定することを前提とした主文を掲げれば足りると考えるのが相当であるように思われる。このような考え方を前提とすれば、600万円の金銭債務に関する前記のような主文は必要ないことになる。

なお、最判昭和40年3月26日（民集19巻2号508頁）では、債権者が債務名義に基づき動産に対して強制執行をしたところ、当該動産は贈与されているとして、受贈者が第三者異議の訴えを提起したのに対し、債権者が当該贈与は詐害行為に当たるとして詐害行為取消訴訟を反訴提起したという事案において、最高裁は、詐害行為取消権が存在すると判断され、受贈者の動産所有権が否定されるべきことが明らかな場合には、第三者異議の訴えについては、異議理由がないものとしてこれを棄却すべきものとしており、前記のような考え方は、この判例の趣旨とも整合的であるように思われる。

(注3) 本文のような規定は、民事訴訟法第246条の例外という位置づけになる。なお、現物返還の内容を定める裁判は、その判断内容につき裁判所に一定の裁量を認めるもので、共有物分割請求訴訟等と同様、純然たる訴訟事件には該当しないものと考えられる。

(注4) 予備的請求の内容は、裁判所が返還すべき財産の内容を特定するまでは、厳密には特定することはできないが、「遺留分侵害額の全部又は一部の支払に代えて、返還すべき遺贈又は贈与の目的財産が定められたときは、その定めに係る判決が確定したことを条件として、Yは、Xに対し、当該目的財産の引渡し又は所有権移転登記手続をせよ。」という程度に特定されていれば足りるものと考えられる。

なお、共有物分割訴訟に併合提起されることがある所有権移転登記手続請求についても、原告の請求どおりの分割方法になるとは限らないということで、移転登記手続請求の内容は本件と同様に厳密には特定することはできないが、原告の申立てどおりに分割されなくても、現物分割がされたときにはその分割に応じた移転登記手続請求を求めているものと解することができる。実際に分割される内容に応じた移転登記手続請求を認容することができるものと考えられている。本件についてもこれとパラレルに考えることができるのであれば、予備的請求をする段階では、原告の希望する目的物の内容か、上記の概括的な記載さえあれば、

請求の趣旨の特定性を満たす（民事訴訟法第133条第2項第2号）とともに、原告の希望する内容とは異なる物の移転登記手続又は引渡しを命じても、処分権主義（同法第246条）に反することにはならないものと考えられる。

（注5）民事訴訟法第32条第2項では、同条第1項の判決をする場合（附帯処分に係る形成判決をする場合）には、当事者の申し出がなくても、金銭の支払等の給付を命ずることができることとされているが、これと平行に考えれば、根拠条文さえ置けば、給付請求すら要らないとも考えられる。もっとも、本文にも記載したように、形成判決に加えて給付判決まで求めるかどうかについては当事者の判断に委ねるのが相当であるように思われる（遺留分減殺請求においては、給付まで求めていない当事者に、給付判決をする必要性はさほど高くないとも考えられる。）。

2 遺留分の算定方法の見直し

(1) 遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律

ア パブリックコメントの結果の概要

相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律については、反対意見も相当数寄せられたものの、中間試案の考え方に賛成する意見が多数を占めた。

なお、中間試案の考え方に賛同する意見においても、遺留分算定の基礎となる財産に含める期間については慎重に議論をすべきとの意見が多く、10年程度が相当ではないかとの意見が複数寄せられた。

また、相続人に対する生前贈与の範囲を短期間に限定しつつ、遺産分割の手続等において超過特別受益の一部を返還させるとの提案（中間試案「(1)・(注)」）については、要件が不明確であり、相続人間の不公平が是正されるか明らかでないとする意見が寄せられた。

イ 今後の方向性について

中間試案の考え方に反対する意見の多くは、中間試案の考え方を採用すると、相続人間の公平を図ることができないことを主な理由としていることからもうかがえるように、中間試案の考え方を採用するか否かの分水嶺は、大昔の生前贈与を排除することによって法的安定性を図ることにするか、それとも相続人間の公平を徹底するのか、いずれの要請を重視するのかによるものと思われる。

これまで部会においては、減殺請求の制度を第三者に対するものと相続人に対するものを切り分けて規律することも模索されたが、制度としてあまりに複雑になりすぎるため、この点の見直しを断念し、第三者に対するものと相続人に対するものを一つの制度として包含する現行法の規律を前提に検討することとされた。そうすると、相続人の公平を徹底させ、第三者の法的地位の安定性を考慮する必要はないとする考え方を採用することは必ずしも相当でなく、いずれの要請も踏まえた調和のとれた制度とするのが好まし

いようにも思われる。

以上のような観点から、今後の見直しの方向性としては、相続人に対する生前贈与については、相続人間の公平の要請にも配慮しつつ（注）、相続開始前の一定期間に限定するとの考え方について引き続き検討することが相当であるように思われるが、どうか。

（注）中間試案においては、一つの考えとして、「例えば5年間」という考え方を示したが、①5年のほかに、②10年、③20年といった考え方もありうるものと思われる。

(2) 遺留分減殺の対象に関する規律

ア パブリックコメントの結果の概要

遺留分減殺の対象に関する規律については賛否が拮抗しており、現行法（判例も含む。）の規律を変更する必要はない、対象を限定する理論的根拠が必ずしも明らかでない、中間試案の考え方を採用する場合には調整規定が必要になるが、計算方法が複雑化するなどの反対意見も多数寄せられた。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントにおいては、中間試案の考え方を採用することに消極的な意見が多数寄せられたことや、合理的な制度設計をするためには各種の調整規定が必要となり（中間試案の補足説明66頁以下参照）、遺留分に関する計算がより複雑化するおそれがあること等を考慮すると、この点の見直しについては、この段階で断念することが考えられるように思われるが、どのように考えるか。

(3) 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律

ア パブリックコメントの結果の概要

遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律については、一部反対意見があったものの、中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。また、積極的に法定相続分説に賛成する意見はほとんど無く、遺贈を受けている相続人が、遺贈を受けていない相続人より最終的な取得額が少ないという逆転現象が生ずることに対応する具体的な調整規定の内容を提案する意見もなかった。

中間試案の考え方に反対する意見の中には、①具体的相続分であるにもかかわらず、寄与分を考慮しないことは妥当ではない、②遺産分割が終了していない段階で遺留分についての争いが生じることもあり、具体的相続分を計算することができない場合もあるのではないかとの意見も寄せられた。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントにおいて、中間試案の考え方（具体的相続分説）に賛成する意見が多数を占め、法定相続分説を積極的に支持する意見は少数であ

ったこと、法定相続分説を採用した場合には逆転現象が生じる場合に備えて調整規定を設ける必要があり、計算方法が複雑化すること等を考慮すれば、引き続き、中間試案の考え方を基本として検討を行うことが相当であるように思われるが、どうか。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

(1) パブリックコメントの結果の概要

遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直しについては、規定を設ける必要性について疑問を示す意見があったものの、中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。

(2) 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえると、遺留分侵害額の算定における債務の取扱いについては、中間試案の考え方を基本としつつ、引き続き細部について検討を行うのが相当であるように思われるが、どうか。

4 その他（後注について）

(1) 遺留分権利者の範囲について

ア パブリックコメントの結果の概要

遺留分権利者の範囲から直系尊属を除くという考え方を検討すること自体に反対する意見はなかったが、敢えて直系尊属を除く必要性はないなど見直しに反対する意見も複数寄せられた。

イ 今後の方向性について

遺留分権利者の範囲から直系尊属を除くという考え方については、今後これを検討の俎上にのせることも考えられるが、パブリックコメントにおいて、このような考え方を積極的に支持する意見は必ずしも多くなかったこと等を踏まえると、この段階で、この点に関する見直しは行わないこととするとも考えられるように思われる。

この点についてどのように考えるか。

(2) 負担付贈与や不相当な対価による有償行為がある場合の遺留分の算定方法について

ア パブリックコメントの結果の概要

パブリックコメントにおいては、検討をすること自体に反対する意見はなかった。また、見直しをする場合の考え方についても、第13回部会資料（及び補足説明）で示した考え方とは異なる考え方が相当であるという意見は少数であった。

イ 今後の方向性について

パブリックコメントの結果を踏まえ、今後、負担付贈与や不相当な対価による有償行為がある場合の遺留分の算定方法についても検討の俎上にのせ

ることとし、基本的には、第13回部会資料で示した考え方を中心として検討を行うのが相当であるように思われるが、どうか。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

1 パブリックコメントの結果の概要

(1) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策を設けることについて

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策については、被相続人の療養看護等に努めた者等の保護を図る必要があるなどとしてその方向性に賛成する意見と、現行法上も一定の範囲では不当利得返還請求権等の成立が認められる場合があり、他方、このような方策を講ずると相続に関する紛争が複雑化、長期化するおそれがあるなどとして、これに反対する意見に分かれており、賛否が拮抗している状況にある。

(2) 見直しの方向性について

見直しの方向性については、【乙案】に賛成する意見が比較的多かったが、【甲案】に賛成する意見も相当数あった。

【乙案】に賛成する意見は、被相続人の療養看護等を行う者は親族に限られないこと、【乙案】によれば、内縁関係にある者等も対象に含めることができること等を理由とするものであった。

他方、【甲案】に賛成する意見は、請求権者を限定しないと、本方策が本来想定していないような者を含め、相続人が広く第三者から金銭請求を受けることになり得るため、相続をめぐる紛争が複雑化、長期化するほか、相続人が不当な請求を受けるおそれがあること等を懸念するものであった。

その他、請求権者の範囲及び寄与行為の態様については、いずれも限定を加えるべきでないとの意見、反対にそのいずれにおいても限定を加えるべきであるとの意見、【甲案】又は【乙案】を基礎としつつ、請求権者の範囲又は寄与行為の態様について一定の変更を加えるべきであるとの意見など、多様な意見が寄せられた。

2 パブリックコメントで指摘された個別の問題点等

中間試案の考え方に賛成する意見においても、⑦複数の相続人がいる場合の負担割合（中間試案「1・④、2・②」）について、法定相続分に応じてその責任を負うとすると、相続人が、具体的相続分がなくても金銭債務を負担することになり、相続人の利益が害されることになって相当でない、④請求権に係る時効・除斥期間（中間試案「1・⑥、2・②」）について、相続開始を知った時から6か月間又は相続開始の時から1年とするのは短すぎるなどの問題点を指摘するものがあつた。

3 今後の方向性について

本方策の方向性に賛成する意見が相当数あり（特に、個人から寄せられた意見において賛成が多かった。）、また、中間試案の考え方には賛成できないとする意見の中にも、本方策のような規定を設ける必要性があること自体については理解を示すものが複数あり、これに反対する理由は相続をめぐる紛争の複雑化、長期化に対する懸念が主たるものであったこと等に照らすと、パブリックコメントにおいても、立法の必要性についてはある程度の理解が得られたものと考えられる。

また、中間試案の考え方は、貢献をした者を遺産分割の当事者とするのではなく、相続人に対する金銭請求を認めることとし、金銭請求を認める場合の要件について、請求権者の範囲又は寄与行為の態様による限定をすることで、相続に関する紛争の複雑化、長期化を避けることを意図したものであるが、遺産分割の当事者には含めないこととしたことについて問題点を指摘する意見は少なかった。

他方、本方策に反対する意見は、相続人以外の者の貢献については遺産分割手続と別の手続で判断することにするとしても、金銭請求を受け得る相続人の立場からすると、金銭請求の有無や金額が確定するまでは、遺産分割について検討又は判断することが困難になるとして、本方策に係る金銭請求の有無や金額が確定するまでの間、事実上遺産分割手続が停滞すること等に懸念を示すものであり、その意味では、中間試案の考え方を前提としても、なお紛争の複雑化、長期化に関する懸念を払拭することはできなかったものといえる。

これらのパブリックコメントの結果を踏まえると、今後も、中間試案の考え方に対して寄せられた問題点の解消に向けた検討を行い、その検討結果を踏まえ、最終的に見直しの是非について判断することとするのが相当であるように思われる。

この点についてどのように考えるか。